

社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等に関する規則

平成 4 年 5 月 2 5 日

東大阪市社会福祉事業団規則第 9 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第 8 条及び第 2 2 条の規定により、社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第 2 条 常勤の役員に対しては、別表第 1 に定める報酬を支給する。

2 報酬は、その職に就任した日から支給し、辞任等によりその職を離れたときは、その月分の全額を支給する。

この場合の日割り計算は、その月の日数による。

3 非常勤の役員及び評議員に別紙第 2 に定める報酬を支給する。

(手 当)

第 3 条 次の役員に対しては、賞与を支給する。

(1) 常勤役員

(2) 週 3 日以上勤務する非常勤の理事長

2 前項の賞与の額は、1 年の間に 2. 1 5 月分とする。

3 任期満了、辞任等によりその職を離れたときの退職手当は、支給しないものとする。

(役員報酬等の支給日と支給方法)

第 4 条 常勤の役員の前月分の報酬及び交通費の総額をその月の 2 3 日（2 3 日が金融機関の休業日の場合はその前営業日）に口座振込で支給する。

2 常勤役員の前月の賞与は、事業団職員の前月の賞与の支給日に合わせて口座振込で支給する。

3 非常勤の役員等及び評議員の報酬は、会議等に出席する都度に現金又は口座振込で支給する。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(重複給与等の調整)

第 5 条 事業団職員、事業団嘱託職員及び東大阪市職員の身分を有する役員に対しては、この規則に定める報酬は支給しない。

2 東大阪市職員及び東大阪市の外郭団体役員の前月の身分を有する評議員に対しては、この規則に定める報酬は支給しない。

附 則

1 この規則は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団役員の前月の報酬、旅費に関する規則（昭和 5 5 年社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団規則第 1 号）は、廃止する。

3 当分の間、別表第 2 の規定にかかわらず非常勤の理事長に対し月額 1 8 0, 0 0 0 円を支給する。

4 非常勤の理事長に支給する平成16年4月から平成18年3月までの報酬は、前3項に規定する月額に100分の5を乗じて得た額を、当該報酬月額から減じた額とする。

附 則（平成5年4月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月26日規則第2号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月27日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年7月1日に遡って適用する。

附 則（平成14年1月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年1月24日から適用する。ただし、評議員に関する規定については、評議員会設置に伴う定款変更の認可日から適用する。

附 則（平成16年4月1日規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第1号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 非常勤の理事長に支給する報酬は、当分の間、月額の100分の5を乗じて得た額を、当該報酬月額から減じた額とする。

附 則（平成19年 3月22日規則第2号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 当分の間、別表第2の規定にかかわらず非常勤の理事長に対し月額180,000円を支給する。

附 則（平成20年5月30日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月29日規則第10号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年1月5日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月7日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日に遡って適用する。

附 則（平成30年3月20日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1

役 職 名	報 酬 月 額
理 事 長	364,000円
常 務 理 事	326,000円

別表第2

(1)

役 職 名	報 酬 月 額	勤 務 条 件 等
理 事 長	291,200円	勤務を要する日が週4日の場合 常勤理事長報酬の4/5の額とする
	218,400円	勤務を要する日が週3日の場合 常勤理事長報酬の3/5の額とする

(2)

役 職 名	報 酬 日 額	勤 務 条 件 等
理 事 長	15,000円	勤務を要する日が週2日以下の場合
理 事	8,000円	
監 事	8,000円	
評 議 員	8,000円	